

令和7年度 介護保険料額一覧

保険料段階	対象者となる人	保険料	
		割合	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ、本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計が80万9千円以下の人	基準額×0.285	20,100 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ、本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計が80万9千円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	34,300 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ、本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	48,400 円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ、本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計が80万9千円以下の人	基準額×0.90	63,700 円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ、本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計が80万9千円を超える人	基準額	70,800 円
第6段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額×1.20	84,900 円
第7段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	92,000 円
第8段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	106,200 円
第9段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	120,300 円
第10段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	134,500 円
第11段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	148,600 円
第12段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	162,800 円
第13段階	本人が市民税課税かつ、「合計所得金額」が720万円以上の方	基準額×2.40	169,900 円

「合計所得金額」とは

介護保険料の段階判定においては、「税法上の合計所得金額－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得（1～5段階の市民税非課税者のみ）」を「合計所得金額」として判定します。